

2026年6月1日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区赤坂一丁目12番32号
森ヒルズリート投資法人
代表者名 執行役員 山本博之
(コード番号: 3234)

資産運用会社名
森ビル・インベストメントマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本博之
問合せ先 投資開発部長兼企画部長 金澤良介
(TEL. 03-6234-3234)

資産運用会社における変更登録の申請、業務方法書の変更及び兼業業務の届出に関するお知らせ

森ヒルズリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の資産運用会社である森ビル・インベストメントマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、新たに投資助言・代理業を開始するため、金融商品取引法に基づき、変更登録の申請、業務方法書の変更の届出及び兼業業務の届出を行うことを、本日決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 登録変更の申請、業務方法書の変更の届出及び兼業業務の届出を決定した日
2026年6月1日
2. 変更登録の申請、業務方法書の変更の届出及び兼業業務の届出を行う行政庁
金融庁
3. 変更登録の申請、業務方法書の変更の届出及び兼業業務の届出の概要
 - (1) 変更登録の申請の内容
 - ①本資産運用会社が行う業務の種別に、投資助言・代理業を追加します。
 - ②申請日
2026年6月上旬（予定）
 - (2) 業務方法書の変更の届出及び兼業業務の届出の内容
 - ①本資産運用会社が行う投資運用業に加えて、投資助言・代理業を新たに行うために業務方法書を変更するとともに、従前森ビル不動産投資顧問株式会社が行っていた業務に関連して兼業届出を行います。
 - ②届出日
2026年6月30日（予定）
4. 変更登録の申請、業務方法書の変更の届出及び兼業業務の届出を行う理由
本資産運用会社は、本投資法人の資産運用会社として本投資法人のために投資運用業を営んでいますが、本資産運用会社と森ビル不動産投資顧問株式会社との合併に伴い、森ビル不動産投資顧問株式会社にて従前より営んでいた投資助言業務を引き継ぐことを目的として、投資運用業に加えて投資助言・代理業を行うことといたしました。

5. 利益相反防止体制

本資産運用会社は、本投資法人の利益が害されることを防止すること、並びに、本資産運用会社が適用法令及び資産運用委託契約を遵守して業務を遂行することを確保することを目的として、利益相反の回避の観点から、社内規程として「利害関係取引規程」を策定しています。

本資産運用会社が行う投資運用業に加えて、投資助言・代理業を追加するにあたり、「利害関係取引規程」において、本投資法人及び本資産運用会社が投資顧問契約等を締結しているファンド等(以下「ファンド等」という。)の運用資産の運用資産相互間において取引を行うことを防止しています。

なお、本投資法人のスポンサーである森ビル株式会社からの物件取得については、本投資法人、本資産運用会社及び森ビル株式会社との間で締結されているサポート契約により、本投資法人にのみ優先交渉権が付与されているため、本投資法人がファンド等に優先することとなります。

(「利害関係取引規程」における運用資産相互間の取引に関するルールの概要)

- (1) 本資産運用会社及び役職員は、本投資法人及びファンド等の運用資産の運用資産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行ってはならない。
- (2) 本資産運用会社及び役職員は、以下の①及び②に該当する取引を行ってはならない。
 - ① 本資産運用会社が資産運用委託契約を締結する顧客たる投資法人が、本資産運用会社が投資顧問契約を締結する顧客たるファンド等との売買を行う取引
 - ② 本資産運用会社が投資顧問契約を締結する顧客たるファンド等同士で売買を行う取引
- (3) 本資産運用会社及び役職員は、顧客相互間において、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる取引を行ってはならない。

6. 組織変更

本資産運用会社は、6月30日付で投資助言業務を担当する投資顧問部を新設する組織変更を行います。現行組織図及び変更後の組織図については、下記<本資産運用会社の組織図>をご参照ください。

7. 今後の見通し

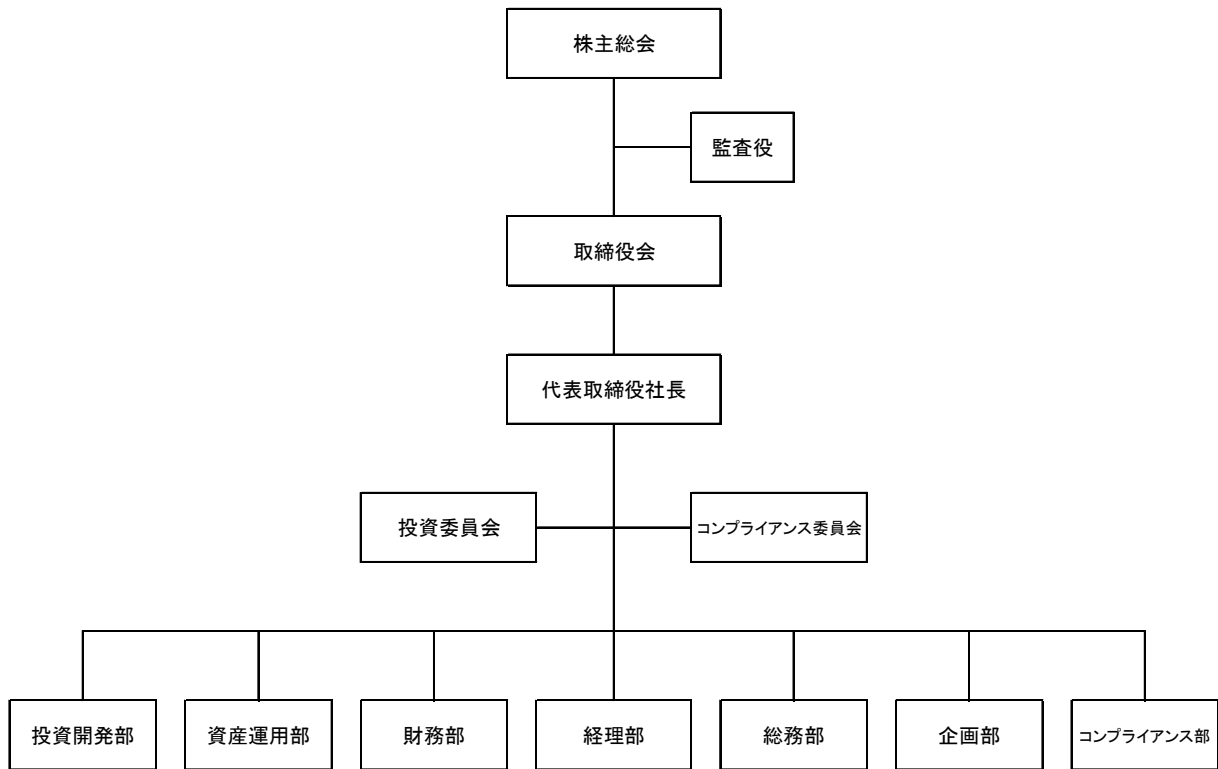
本件変更による、公表済みの2026年7月期(2026年2月1日~2026年7月31日)及び2027年1月期(2026年8月1日~2027年1月31日)における本投資法人の運用状況への変更はありません。

以上

※本投資法人のホームページアドレス：<https://www.mori-hills-reit.co.jp/>

<本資産運用会社の組織図>

現行組織図



新組織図

